

【10】想定してみた通商・遊行ルート【地図Ⅲ】の検証

---【完成地図】---

前節では【地図Ⅱ】に基づき、様々な証拠を勘案して、ここには掲載していないが「直近2点間資料」をそのまま地図に描き込んでみた【地図Ⅰ】のルートを、ある場合には「復活」し、ある場合には「修正」し、そしてある場合には「新設」して【地図Ⅲ】を作ってみた（巻末【地図Ⅲ】参照）。これは一定の手続きを経て、現実的かつ合理的と考えられる原始仏教時代の通商・遊行ルートを地図上に描いたものである。

ただしこの地図に示したルートは幹線道路とでもいふべきものであり、これ以外にもいわば県道や市道に相当する支線道路が四通八達していたと考えていただきたい。極端に言えばヒンドゥスタン平原部分は道でないところはなかったとってよいかもしれない。筆者（森）も Bodh Gaya から Gaya 行く道路から干上がった Phalgu 川（Niranjana 川と Mohana 川が合流した川）を徒歩で渡り畑を突っ切って前正覚山まで往復したことがある。

またこの地図はあくまでも陸上交通路を示したものであって、この地図にも表わされているような河川のほとんどすべては水上交通路でもあったとお考えいただきたい。これらの河川は流れが非常にゆるやかで、しかも乾期でも涸れることがないから、船による航行にはもってこいであったであろう。

さてこの【地図Ⅲ】は現実的かつ合理的であることを心がけたとはいえ、いわば仮説のようなものであるから、はたしてこの仮説が妥当であるかどうかが問題である。様々な視点からこれを検証してみたい。

[1] 仏教聖典を資料とすること

まず第1に注意しなければならないのは、この地図が原始仏教聖典に記された通商・遊行データを材料としているということである。すなわち原始仏教聖典時代に釈尊や仏弟子たちが活発に活動していたところは必然的にデータ数が多くなり、データ数が多ければそのルートは幹線道路らしく見えるという危険性が存することになる。

[1-1] その典型は釈迦国内の Lumbinī と Kapilavatthu、Devadaha などを結ぶ道である。アショーカ碑文に見られるように、アショーカ王の時代には Lumbinī は1寒村にすぎなかった⁽¹⁾から、それを遡る釈尊の時代にもそこを通過する幹線道路があったとは思われない。しかしながらそこが釈尊の誕生地であったがゆえにこれらの地名が仏典にしばしば現われ、そこで Kapilavatthu や Devadaha から Lumbinī に至る道が幹線道路があったように思わせているにすぎないであろう。

Kapilavatthu と Kusinārā を結ぶ道も同様である可能性が高い。後述するように釈尊は出家するとき Kapilavatthu から Kusinārā を結ぶ道を通してマガダ国方面に向かったのである

からこのルートがなかったとは考えられないが、しかしそれが幹線道路でなければならないということはない。

(1) 『アショーカ王碑文』では Lumbini は ‘luṃminigāma’ とされている。

[1-2] ところでこの幹線道路をどのような道路と規定するかが問題である。今まで幹線道路を「それなりの道幅があって、道路脇には街路樹が植えられ、適当な間隔で水飲み場が作られ、行政府によって安全が保持されているような道」をイメージしてきたが、もう少し具体的にはアジアハイウェイをイメージしたらよいのではないかと思う。

アジアハイウェイ (Asian Highway) は、少し古いが 1981 年 4 月発行の『平凡社・世界大百科事典』の解説によれば、「西アジア、南アジアおよび東南アジアの各国を結ぶ国際道路。1959 年の国連のアジア極東経済委員会 (ECAFE) 総会で、アジアの後進地域開発を促進するための〈アジア・ハイウェイ計画〉The Asian Highway Project が採択され、これにもとづき、関係各国において建設されている国際道路である。実際の道路建設事業の進行は 1965 年に ECAFE の中に〈アジア・ハイウェイ調整委員会〉が発足してから始まっている。上述の計画によると、アジア・ハイウェイはイランのトルコ国境から南ヴェトナムおよびインドネシアまでの 14 カ国 (セイロンを含む) を通る 36 路線、総延長 55,000km からなっている。しかし、この中で新規に計画・建設される道路は少なく、既存の道路の改良・舗装が建設事業の中心となっており、シルク・ロードの一部やアレクサンドロス大王が遠征に利用した道路などもこの中に含まれている」とされている。Wikipedia によれば「アジアの 32 カ国を横断する全長 14 万 km にわたる高速道路」とされているから、現在では関係国が増え、その総延長距離は延びているようである。

このようにアジアハイウェイの実態はアジア各国の既存の道路を結び合わせたものであるから、したがって道路事情は国それぞれによって著しく異なるであろう。とはいってもヨーロッパからアジアの東端にまで道路を繋げることが意識されている。道路というものは今までもしばしば述べてきたように繋がってこそ機能するのであり、ちょうど原始仏教時代の幹線道路というものも、これに似たものであったであろう。

原始仏教時代のインドは、Ganga 河沿岸地帯といえども未だ統一国家とはなっておらず、徐々にマガダ国、コーサラ国、ヴァッジ国、ヴァンサ国の四大国に収斂されようとしているときであって、このほかにもカーシ国、マッラ国、クル国、スーラセーナ国、パンチャラ国、アンガ国などがあり、そしてこの外側のデカン高原部の北部にアヴァンティ国があって、インドの西北部にはガンダーラを中心とする国々があった。一概に「それなりの道幅があって、道路脇には街路樹が植えられ、適当な間隔で水飲み場が作られ、行政府によって安全が保持されているような道」といっても、これら国々において道路事情はかなり相違していたであろう。しかしこれらを結ぶ道路として機能していたのが幹線道路ということになる。

これにたいして幹線道でない道路はそれぞれの国の国力や必要性に応じて敷設され運用されるものであって、全世界に繋がるという意識は持たれていない。

このような意味では日本国内でいえば、幹線道は一般国道あるいは高速自動車国道に相当するといつてよいであろう。いっぽう幹線道ではない支線道は一様ではない。「県道」も「市道」も存在し、これらに分類しえない「農道」その他も存在するからである。そして「県道」は他府県に繋げることが主目的でないがゆえに「県道」であり、「市道」は他町村

に繋げることが主目的で敷設された道でないがゆえに「市道」なのである。

このような意味で【地図Ⅲ】には「国道」も「県道」も「市道」も含まれてしまっており、特に仏典の舞台になることが多い地域においては、「市道」さえも「国道」に見えてしまうという問題があるわけである。

いま問題としている釈迦国内と国外から釈迦国に至る道は、まさしくこの範疇に入るであろう。おそらく Kapilavatthu と Kusiṇārā を繋ぐルートは「県道」に相当し、Kapilavatthu と Lumbini を経由して Devadaha を繋ぐルートは「市道」に相当するであろう。といってもこれは原始仏教聖典を材料としているということから推測する状況判断にすぎない。本稿の方法論からすれば、データが存するものをこういう状況判断で抹消することはできない。そこで地図には「県道」あるいは「市道」と思われるルートは、幹線道路よりは細い線で示すことにしたい。上述した釈迦国内のルートと釈迦国に至るルートは細線で示すことになる。

ただし Kapilavatthu にかかわるルートでは、これと Sāvattī を繋ぐ「直近2点間資料」No.55のルートが問題である。これには46データがあり、頻度数としてはNo.92の Rājagaha～Sāvattī 間の92件に次ぐデータ数である。またこのデータには釈尊・仏弟子以外のその他データが30件も含まれている。このデータ数も仏教文献ならではのものであるが、釈迦国はコーサラ国の属国であり、人びとや物資が頻繁に往来したかもしれない。ともかくこのデータ数は無視できないから Kapilavatthu～Sāvattī は幹線道路として残しておくことにしたい。

[1-3] 上記のような意味ではヴァッジ国の首都 Vesālī からマガダ国の影響下にあった Bhaddiya と Āpaṇa を経由して Campā に至る道もそうであろう。このルートは「律蔵」の薬耥度のみに見られる「1件資料」を Vesālī から Bhaddiya に繋がる道がないとして復活させたものである。Ganga 河沿いに「王の道」があればそれで十分という気もするし、Āpaṇa と Campā を結ぶ「直近2点間資料」が存在しないのもその故であったかもしれない。だからこの Vesālī から Bhaddiya、Āpaṇa を経由して Campā に至るルートも「県道」扱いとしたい。

[1-3] またこのように考えると Rājagaha から Maṅkulapabbata をへて Campā へ行く道も幹線道路ではなかったという公算が強い。Campā はアンガ国の首都であったが、アンガ国そのものがマガダ国の属国であったから、Rājagaha から直接的に Campā へ行く道はあったであろうが（データも9件ある）、文字通りこれは国内、すなわち現代的に言えば県内を結ぶ「県道」であったわけである。

もちろんマガダ国内の Rājagaha と Gayā を経由して Uruvelā を結ぶルートも「県道」であり、Rājagaha と Dakkhiṇāgiri を結ぶルート、Nālandā⁽¹⁾ と Pāvāpurī を結ぶルートは、Dakkhiṇāgiri、Nālandā、Pāvāpurī の都市規模を考えると「県道」よりもむしろ「市道」であったとすることができるであろう。

(1) 【1】に記したように、Nālandā に大僧院が建設されたのはグプタ王朝のころであって、釈尊の時代はまだ寒村であった。

[1-4] また Mithilā を仏在処・説処とする経には10経があり⁽¹⁾、Mithilā は釈尊時代には Vesālī を首都とするヴァッジ (Vajji) 連合に含まれていたが、かつてはヴィデーハ (Videha) 族の首都であったから、それなりの規模の都市であったであろう。

だったとしても両基準地ともヴァッジ国内にあり、また【地図Ⅲ】に見る限りは Mithilā は終点のようになってどこにも繋がっていないから、この両都市を繋ぐ道は「県道」相当のルートと見てよいであろう。

(1) 『モノグラフ』第15号に掲載した「その他国篇」pp.204~7 参照

[1-5] 以上は仏教文献を材料とするがゆえに、釈尊や仏弟子たちの活動範囲は必然的にデータが多くなるというところから生じるひずみであって、これを上記のように処理すると、【地図Ⅲ】では中央の上辺と右辺あたりが他と比べるとかなり稠密に見えるという違和感は細線にすることによって緩和される。巻末に付した【完成地図】をご参照いただきたい。

[2] 通商路と遊行路

仏教文献を材料とするがゆえに生じるかもしれない問題がもう1つある。仏教文献に通商記事が主題となるはずもないから、そのほとんどが遊行記事であるといっても過言ではないように思われるにかかわらず、われわれは通商路と遊行路とは1つであって分ける必要はないという前提で進めてきたことである。したがってこのことをもう少し詳しく検討してみることが必要であろう。

[2-1] まずわれわれが通商遊行ルート地図を描くために用いた「直近2点間資料」の元データの数は676件である。これを移動者別に分類してみると次のようになる。

釈尊	246 データ	36.39%
仏弟子	207 データ	30.62%
その他	223 データ	32.99%
合計	676 データ	100%

大ざっぱに言えば、「釈尊」と「仏弟子」のデータは遊行路を通過してなされたデータであり、「その他」は通商路を通過してなされたデータであると考えたとするならば、通商データは遊行データに比べるとちょうど半分に止まる。

そしてこの676データは全部で112の「直近2点間資料」に分けられている。ここから「1件資料」を除くと、すなわち事例が2点以上ある資料は、No.1、3、4、17、19、20、21、22、24、27、30、31、33、36、37、38、39、40、45、46、47、50、53、55、56、57、59、61、62、64、65、66、67、68、71、72、75、81、82、84、85、87、88、90、92、94、95、96、97、101、102、104、105、106、107、108、109の57資料である。

このなかで「釈尊」「仏弟子」にのみデータがあって「その他」にデータがない資料はNo.67、68、81、85、87、101、104の7例があり、「その他」にのみデータがあって「釈尊」「仏弟子」にデータがない資料はNo.20、21、37、109の4例がある。「1件資料」は事例が1件しかないのであるから、どちらか一方になるのは当然であるが、「2点以上資料」に遊行記事のみとか通商記事のみとかがいくつもあれば、遊行路と通商路は別であったと想像することも可能である。しかしながらほとんどの「2点以上資料」には遊行記事と通商記事の両方が見いだされ、しかも通商記事のみのものであるから、遊行路と通商路は別ではなく、遊行も通商も同じ道を使ってなされたことを証明するであろう。

[2-2] ただし以上のようなことを議論しなければならないのは仏教中国の範囲内に限られる。「2点以上資料」であって両方の基準地点が仏教中国以外である資料はNo.109のTakkasilā~Ujjeniしかないように、辺国となると事情は一変する。【6】「原始仏教聖典に記されたルート①—南道と北道—」の[2-1] [2-2] [2-3]に紹介したデータに記されるように、南道と北道には比丘が少ないとされ、移動者のほとんどすべては比丘以外の者であって、比丘が移動者本人となっているのは[2-1]の(111) (116)のみである。

このように辺国では事情が異なるが、これは原始仏教時代においては釈尊はもちろん仏弟子たちもまだ辺国では活発に活動していなかったというだけのことで、通商路と遊行路が異なるということを意味しているわけではない。もちろん仏教中国内と同様に通商路と遊行路は重なっていたと考えてよいであろう。

先に【4】「遊行・通商路を想定するにあたっての基礎的要件」にも書いたように、比丘は通商のために移動する隊商のなかで雨安居することが許されており、また比丘尼は「危険であり、恐怖を伴うような国内を隊商に伴わずに遊行してはならない」とも定められている。しかも僧院は深山幽谷にではなく、町のそばや街道沿いに建てられていたのであるから、これら僧院を宿としながらの遊行は、必然的に通商路を利用することになるわけである。

以上のように遊行と通商は同じ道を使って行われたことは明らかである。

[3] ルートの具体的検証

次にルートの具体的な検証に入る。

[3-1] まず『インド誌』のいう「王の道」は、【地図Ⅲ】のどのルートに相当するのだろうか。「王の道」は【8】の[1]で紹介したように、PāṭaliputtaからTakkasilāまでの道であって、東の方はよくわからないとされている。

しかしこれが【地図Ⅲ】に描いた、ベンガル湾に近いPuṇṇavaddhanaからGanga河沿いにKajāṅgala、Campā、Maṅkulapabbata、Pāṭaligāma、Āḷavi、Bārāṇasī、Payāga-patiṭṭhānaを通り、しばらくそのままGanga河を遡ってKaṇṇakujjaまで行き、そこからGanga河とYamuna河に挟まれた地域をSaṅkassa、Verañjāを経由してYamuna河沿岸のMadhurāに至り、ここから西方の辺国の境界であったThūṇaを過ぎて西北インドに入り、SāgalaをへてTakkasilāに至る道に相当することは、疑問の余地がないといってよいであろう。

もっとも上記のようにこの地図ではPayāga-patiṭṭhānaからMadhurāまで行く道はKosambīを通らないでGanga河沿いに行くことになっている。しかしむしろPayāga-patiṭṭhānaからYamuna河を遡ってKosambīを経由してMadhurāまで行った方が多少は近いような感じを受ける。しかしこの道はなかったであろうことは後述する。

[3-2] 次に原始仏教聖典や『実利論』のいう「南道」「北道」は【地図Ⅲ】のどのルートに相当するのだろうか。

このうち「南道」は南のデカン高原部にあるGodhāvarīからPatiṭṭhāna、Māhissati、Ujjeni、VedisaをへてKosambīに繋がるSuttanipātaのいうバーヴァリン(Bāvarin)の16

人の弟子たちが通った道に相当するであろう。ただし【地図Ⅲ】に描いた Godhāvarī は【1】の「基準地点とその位置確定」で書いたように、大体の見当で Nanded にあてているにすぎない。【7】の「中国と辺国」に書いたように、おそらく Patitṭhāṇa から真南の方角にも「デカン道」があったのであって、この道は Godhāvarī 河を渡ってもう少し直線的に南下していたのではなかろうか。おそらくこの道が幹線道路としての「南道」であったであろう。したがって Patitṭhāṇa と Godhāvarī を結ぶ道は「県道」扱いにしておく。

なお Māhissati から南下しないで、西方のアラビア海沿岸にあった国際的な港町 Bhārukaccha に至る道も「南道」の一部だったのではなかろうか。そうすると「南道」は Payāgapatitṭhāṇa のところで「王の道」と繋がり、これによって西のアラビア海と東のベンガル湾が1本の道によって結ばれることになる。

といっても釈尊の時代の Kajaṅgala は中国と辺国の境とされるから、これ以東のベンガル湾に近いところはあまり文化の発達していない地域であったのかもしれない。ところが『根本有部律』や *Divyāvadāna* が作られた時代には東の境界は Puṇṇavaddhana (Puṇḍavaradhana) まで延びていた。その間にベンガル湾沿いのインド最東部も徐々に開発されていったのであろう。

なおアラビア海沿岸の Suppāraka は、プナが布教に行きたいと申し出たにもかかわらず、釈尊はそこは狂暴な人たちがいるのでよしたがよいと止められたというところである⁽¹⁾。おそらく道中の安全性も確保されていなかったのであろうから、Bhārukaccha から Suppāraka に至る間は幹線道路とはいえないであろう。したがってこの間は「県道」扱いとして細線とする。

この「南道」に対する「北道」は、Madhurā から Thūṇa、Sāgala をへて西北の Takkasilā につながる道であって、これは「王の道」に重なり、この道以外に「北道」に相当する幹線道路はなかったであろう。もちろん『インド誌』では、「王の道」は Takkasilā が終点のように記述されているが、おそらく原始仏教時代においてもこの道はさらに西に繋がり、中央アジア、西アジアを経てヨーロッパにも至っていたであろう。釈尊の時代から200年もたたない頃にこの道を通してアレキサンダー大王がインド半島に進攻しようとしたのである。

(1) 『モノグラフ』第19号に掲載した【研究ノート4】「4人のプナとそれぞれの事績年代の推定」p.100 以下参照

[4] Sāvattihī と Rājagaha を結ぶルート

釈尊当時の二大国といってもよいコーサラ国の首都であった Sāvattihī とマガダ国の首都であった Rājagaha を結ぶルートについて検証する。

【地図Ⅲ】によれば、このルートは Vesālī を経由するルートのみであったことになっている。われわれは本稿を書くまでは Sāvattihī と Rājagaha を結ぶ道にはもうひとつ Bārāṇasī を経由する道があったものと考えていた⁽¹⁾。しかしこのルートは Sāketa と Bārāṇasī を結ぶルートと、Bārāṇasī と Rājagaha を結ぶルートがあってこそ成り立ちうるといえるであろう。しかしながら【地図Ⅲ】にはこの2つとも想定されていない。

- (1) 『モノグラフ』第6号に掲載した【論文4】「由旬 (yojana) の再検証」p.038、『モノグラフ』第17号に掲載した【論文24】「迦絺那衣 (kaṭhina) の研究」p.190など。

[4-1] 成道直後の釈尊が初転法輪のために Uruvelā から Bārāṇasī へ行き、その後また Uruvelā へ戻られたとする事績はよく知られている。しかしながらこの地図によるかぎり釈尊は Uruvelā からいったん Pāṭaligāma まで北上され、そのあと Ganga 河沿いの「王の道」によって Bārāṇasī へ行かれ、またこの道を引き返されたことになる。

もちろん釈尊はこの地図には表わされていない「県道」や「市道」のようなものをたどって Uruvelā と Bārāṇasī の間を直接往復された可能性も否定できない。しかしながら [9-1] に述べるように、法頭の求法の旅のルートは Vesālī から Pāṭaligāma、Nālandā を経由して Rājagaha に至り、Gayā、Uruvelā を巡礼した後、再び Pāṭaligāma に戻り、今度は「王の道」を西行して Āḷavi を経由して Bārāṇasī に至っている。すなわち法頭もこの地図のとおり Uruvelā から Bārāṇasī へ行くときに Pāṭaligāma を経由し迂回していることになる。

またわれわれは釈尊は成道後の第1回目の雨季を Uruvelā で過ごされ、雨季をすぎてから Bārāṇasī へと出発されたと考えているから、時間的に制約される旅ではなかったことになる。

このように考えると釈尊は Uruvelā から直接 Bārāṇasī に行かれたのではなく、Pāṭaligāma を経由したのであって、したがって Bārāṇasī と Rājagaha を直線的に結ぶ道路はなかったと考えてよいことになる。

またもう1つの Sāketa と Bārāṇasī を直接に結ぶルートであるが、この「直近2点間資料」は No.18 で、これには基礎データ [6-4] -01 の『根本有部律』「薬事」しかない。要するに「1件資料」であり、さらに「増根資料」であって、したがってこのような幹線道路があったと想定するわけにはいかない。

上記のような理由で、Sāvattihī と Rājagaha を結ぶ道路は Vesālī を経由するルートのみであったことになる。

[4-2] なぜ当時の二大国といってもよい首都の Sāvattihī と Rājagaha を結ぶ幹線ルートは1本しかなかったのであろうか。江戸と京都を結ぶ街道には東海道と中山道があったように、他のルートがあってもよさそうなものである。この疑問に答えるのは容易ではないが、次のようなことを想像してよいのかもしれない。

まず第1は、前ページの註に紹介した【論文4】「由旬 (yojana) の再検証」の p.038 に示した表によれば、Vesālī を経由した Sāvattihī と Rājagaha を結ぶ直線的な距離と、Bārāṇasī を経由した距離は両方とも 432km と同じであるが、現在の道路距離を測ってみると Vesālī を経由するときには 585km であるに対し、Bārāṇasī を経由する場合は 649km であって、後者のほうが 60km 余も長い。必ずしも頭で想像するほど Bārāṇasī を経由する道は Pāṭaligāma を経由する道に比して近道ではない、かえって遠道になるということである。

ただしもし現在の Ghaghara 河に沿って Sāketa から Pāṭaligāma に直通する道があったとすれば、この道が最短距離になる。しかしこの流域には現在でも大都市が1つも存在しないし、目立った仏教遺跡もない（アショーカ碑文も存在しない）。だからこのルートを想定するわけにもいかない。ただしこの河は大河であって乾期でも干上がることはないから船の交通路として使うことは可能であったであろう。しかし河を水上交通路として通商に使う場合は要所要所に宿場や食料・水などの補給所があり交通の安全が図られていなければならな

い。また原始仏教時代のことであるから、船は河の流れを自力で遡ることはできない。おそらく岸边からロープで船を引っ張り上げなければならず、そのためには岸边もそれなりに整備されていなければならなかったであろう。河水が涸れないというだけでは水上交通路とはならないわけで、したがってこの河は水上交通路としても利用されていなかったのではなかろうか。

第2は、SāvattthīもRājagahaも双方ともに新しい都市であったということである。もっともコーサラ国の首都がSāvattthīへ遷される前はSāketaが首都であって、釈尊の時代にも大都市であったが、原始仏教聖典においてはこの地域は危険な地域であったとされている⁽¹⁾。また一方のRājagahaは新しい町ではなかったが、マガダ国の首都として大発展してから短時日しかたっていない。それゆえにSāvattthīとRājagahaを結ぶルートがそう何本もあるわけはなかった、ということである。

第3の理由は、Sāvattthīはコーサラ国という専制君主国の城砦都市であり、Rājagahaもマガダ国という専制君主国の城砦都市ということである。両都市の遺跡は堅牢な城壁で取り囲まれている。城砦都市は商業都市ではなかったから、城砦としては道路が四通八達することはむしろ危険であった。

先にも書いたように交通の要衝であったPāṭaligāmaが港湾設備も整備されないままであったのは軍事上の理由であって、Pāṭaligāmaの港湾が整備されたのは、ここに一大要塞が建設されるという条件が満たされたからであった。

このようにSāvattthīもRājagahaも大きく門戸を拡げた都市としての性格をもっていなかったから、この両都市を結ぶルートが何本も存在しなければならない理由はなかった。

第4には、SāvattthīもRājagahaもヒンドゥスタン平原という地理上からいえばその縁辺にある。Sāvattthīの北側にはヒマラヤ山脈が迫っているし、Rājagahaの南側にはデカン高原部が迫っていて交通を遮断している。このような立地条件にある両都市が交通の要衝にならないということは当然であるといえるであろう。

- (1) 原始仏教聖典には次のような記述が見られる。『パーリ律』「大鍵度」(vol. I p.088) : 多数の比丘たちがSāketaよりSāvattthīへ向かう途中で盗賊たちに遭って強奪されたり殺害された。『パーリ律』「捨墮 006」(vol. III p.210) : 多数の比丘たちがSāketaよりSāvattthīに向かう途中で賊に遭い、衣類を奪われた。『パーリ律』「波逸提 027」(vol. IV p.062) : SāketaからSāvattthīへ行く途中に比丘尼たちが賊に遭って衣類を奪われ汚された。『パーリ律』「波逸提 028」(vol. IV p.065) : SāketaからSāvattthīへ行く途中に川を渡ろうとして賊に遭い、比丘尼たちが衣類を奪われて汚された。『パーリ律』「波逸提 088」(vol. IV p.120) : 多数の比丘たちが遊行者たちとSāketaよりSāvattthīに向かう途中で賊に遭って身ぐるみを剥がされた。『パーリ律』「(比丘尼)僧残 006」(vol. IV p.228) : 2人の比丘尼がSāketaからSāvattthīに行く途中の河を渡る船の中で辱めを受けた。『十誦律』「受具足戒法」(大正 23 p.152 下) : 比丘尼たちがコーサラの婆岐陀国近辺を遊行しているときに賊が来て比丘尼たちに乱暴した。

[5] 交通の要衝

【地図Ⅲ】によれば一箇所に4方向から大きな道が通じていて交通の要衝であったと考え

られる地点は Pāṭaligāma と Payāgapatiṭṭhāna のほかには Vesāli と Sāketa しかない。Rājagaha も地図上は 4 方向から道路が通じているが、Gayā 方面と Dakkhiṇāgiri 方面は行き止まりになっており (1) 幹線道路ということはできない。このような意味で Vesāli と Sāketa の両都市は商業都市という性格を有する町であったといえるであろう。コーサラ国がこの Sāketa から Sāvattī に遷都したのも防衛上の要素を考えれば必然的な成り行きであったのであろう。

- (1) 【1】の基準地の Dakkhiṇāgiri について述べたところで、ここからデカン高原に向かう道路があったように書いた。確かに現在は Kolkata から Delhi 方面に向かう国道 2 号線を Shantiniketan のところで右折して Ganga 河の方面に抜ける道がある。われわれは 1999 年 11 月にガンジス河周辺の仏教遺跡調査をしたとき、この道から Siuri のところで左折してさらに支線に入り、Dumka を経由して Bhagalpur まで行ったことがある。しかしこの道はヒンドゥスタン平原におりるところで巨大な岩がごろごろと積み重なったところを通る。おそらく Dakkhiṇāgiri も同様の地形であろう。このような地形のところを牛車もしくは馬車が通れる道があったとは思われない。

[6] Gandak 河上流左岸ルートはあったか——菩薩の出家ルート

より具体的な問題であるが、次には Gandak 河上流左岸ルートがあったのかどうかを考えてみたい。以前【研究ノート 9】「『涅槃経』の遊行ルート——特にガンガー河とガンダク河の渡河地点について——」（『モノグラフ』第 19 号に掲載）において、「ガンダク河左岸北上ルート」とか「ガンダク河右岸北上ルート」ということばを使ったことがあるが、今もこれにならうなら「ガンダク河左岸南下ルート」というべきである。

「ガンダク河左岸北上ルート」「ガンダク河右岸北上ルート」というのは簡単にいうと、釈尊が入滅する前の最後の旅において Pāṭaligāma で Ganga 河を渡って Vesāli に行くとき、Gandak 河の左岸（東岸）を遡ったか右岸（西岸）を遡ったかということであるが、今の「Gandak 河左岸南下ルート」というのは釈尊（菩薩）が出家したとき、Kapilavatthu から南に下って Kusinārā、Pāvā を通って Vesāli に行かれたか、それともいったん Kapilavatthu から東に行って Gandak 河を渡ってから、その左岸に沿って南下されたかということと関連する。換言すれば【地図Ⅲ】に描いたように Kapilavatthu から Vesāli に行くとき Kusinārā、Pāvā を通るルートしかなかったのか、それとも Gandak 河の上流から河に沿って下るルートがあったのかということになる。

例えばロミラ・ターパルの『国家の起源と伝承』(1) では、「北道はヒマラヤ山脈沿いの道で、後に Gandak 河に沿って南下する道となった」としている。詳しいことはわからないし、「後に」というのがいつのことかも詳らかにしないが、ロミラ・ターパルが Gandak 河に沿って南下するルートがあったと考えていたことは確かであるし、以前（1993 年）にパटना博物館の学芸員たち（すべて Dr.）と議論したときにも彼らは釈尊の出家は Gandak 河沿いの道であったと主張していた。

また Dr. Jagdishwar Pandey の *Footprints* では、出家した菩薩が落飾して糞掃衣に着替えた Anomā 川は現在の Gandak 河上流左岸の Bengal 州の West Champaran district にある

Haraborāh 川に比定されている⁽²⁾。

しかし【地図Ⅲ】にはこのようなルートはない。原始仏教聖典にはこのような通商・遊行ルート資料が存在しないということである。確かに Gandak 河の上流は釈迦族の国であったコーリヤ (Koliya) 国⁽³⁾の東端を流れているから、もし道路は河に沿ってできていたとすると、この河の左岸を通る Kapilavatthu と Vesālī を結ぶルートも想定しなければならないかもしれない。

このように Gandak 河左岸南下ルートがあったかどうかは、ゴータマ・シッダッタが出家した時、このルートを通して王舎城に行ったのか、それともマッラ国を通って行ったのかということと関連する。この論文は原始仏教時代の幹線ルートを探ることであって、必ずしもゴータマ・シッダッタが出家した際のルートを探ろうとするものではないが、しかしこれも明らかになるに越したことはないから、脇道にそれるがしばらくこれを検討してみたい。

(1) 山崎元一・成沢光訳、法政大学出版局 1986年6月 p.097. Romila Thapar : *From Lineage to State, Social formations in the Mid-First Millennium B.C. in the Ganga Valley*, 1984

(2) p.006 Pandey 氏は Bihar 州 Champaran 県の Rampurva と Lauriya-Nandangarh において発見されたアショーカ王の7章法勅との関連も指摘している。ただし「七章法勅」は主に地方に派遣されている官吏に向けた詔を内容とするものであり、釈尊の事績に因縁があるものではない。なお同氏はブッダ時代には Śrāvastī から Bodh Gaya に至るまでに、modern Rampurvā, Lauriā Nandanagaṛh, Bettiah, Larriyā Arerāja, Kesariā, Vaiśālī, Patna, Rajgir を経由する main highway があったとしている。

なおこの説は Anomā 川を UP 州の Gorakhpur district にある Aumi 川に比定する Cunningham の説や、同じく UP 州の Basti district にある Kudawa Nālā に比定する Carlley の説を否定した上での立論である。

(3) 『モノグラフ』第15号に掲載した【資料集2-4】「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧—その他国篇—」の本澤綱夫執筆による【補註2】p.618右以下を参照されたい。

[6-1] ゴータマ・シッダッタ (以下菩薩という) の出家記事には、【資料集3】「仏伝諸經典および仏伝関係諸資料のエピソード別出典要覧」(『モノグラフ』第3号に掲載)によれば以下のようなものがある。これによって出城から Vesālī (あるいは王舎城) に至るまでの道筋とそこに記される地名、特に獵師と交換した袈裟衣を著する場所に注意してその内容を要約し摘記する。地名は太字にした。

まずA文献である。

『雑阿含』604⁽¹⁾は、闍那童子が後に阿育王になり、王が仏跡を巡行する記述の中で、この処は菩薩が百千の天神を將いて出城して去ったところ、この処は菩薩が瓔珞を脱して車匿に与え馬を遣って国に還したところ……。

とするのみで地名は示さない。

『四分律』「受戒犍度」⁽²⁾もその仏伝部分において、

時に菩薩は強いて父母に違ひ、自ら髪を剃つて袈裟を著て捨家して非家に入った。そのとき菩薩は漸漸に遊行して**摩竭国界**より**羅閱城**に往つた。

とするのみである。

『五分律』「受戒法」⁽³⁾はこれも仏伝部分であるが、

菩薩は馬にまたがって闍に向かうと闍はひとりでに開いた、門に向かうとまたひとり

でに開いた。出門して**阿菟耶林**に向かい、城を去ること遠からざるに下馬して宝衣を脱ぎ、闍陀に馬を牽き宝衣を持って宮に還って父母に伝えよ、と言った。菩薩は前行して獵師の着ていた袈裟衣と交換し、須摩那樹の下で剃頭師に髪を剃らせ、こうして漸漸に**王舎城**に到った。

とし、袈裟衣を着けたのは「阿菟耶林」とする。国訳一切経の訳註者（西本龍山）はこの「阿菟耶林」に註をつけて、これは「僧残罪第 10」破僧違諫戒において釈摩男や阿那律が出家した弥那邑阿菟林であるとし⁽⁴⁾、その僧残罪の箇所⁽⁵⁾の註では、「四分律には弥尼搜国阿奴夷界或は阿菟夷弥尼搜国とせり。阿菟・阿奴夷共に Anupiyā の音写にして未羅族の邑なり。世尊成道後に帰城して、それより此邑に到りたまひし時にして、迦毘羅衛城を去ること 30 由旬なり。阿菟林は阿菟界にある椋樹林 (ambavana) と解すべきなり」⁽⁶⁾としている。大正蔵経の脚注でもこれを Anupiyā としている。確かに『五分律』の釈摩男 (Mahānāma) や阿那律 (Anuruddha) が出家した場所は弥那邑の阿菟林下とされており、ここにいう「阿菟耶林」は僧残罪の釈摩男や阿那律が出家したとする「阿菟林」と同じ場所であろう。

国訳者がいうこの釈摩男や阿那律の出家は、提婆達多 (Devadatta) や阿難 (Ānanda) あるいは跋提 (Bhaddiya) たちの出家と同時であって、この詳細は【論文 11】「提婆達多 (Devadatta) の研究」(『モノグラフ』第 11 号に掲載) に紹介してある⁽⁷⁾。そのときの仏在処のみを改めて掲げると、

Vinaya 「破僧健度」 (vol. II p.180) : アヌピヤー (Anupiyā) 国のアヌピヤーという名のマッラ族の町 (Anupiyaṃ nāma Mallānaṃ nigama)

『四分律』 「僧残 010」 (大正 22 p.590 中) : 弥尼搜国の阿奴夷界

『五分律』 「僧残 010」 (大正 22 p.016 下) : 弥那邑の阿菟林下

Dhammapada-A. (vol. I p.133) : アヌピヤーという名のマッラ族の町 (Anupiyaṃ nāma Mallānaṃ nigama)

『仏本行集経』 (大正 03 p.918 上) : 阿奴弥迦耶聚落

である。また *Udāna* 002-010⁽⁸⁾ は、バツディヤが「ああ、楽しいかな。ああ、楽しいかな」との感興のことばを発したとするもので、これも釈摩男や阿那律の出家と関連し、この仏在処もアヌピヤーのアンバ林 (Anupiyāyaṃ Ambavana) である。

このように『五分律』が菩薩の袈裟衣を着たとする「阿菟耶林」が、釈摩男・阿那律・提婆達多・阿難・跋提などが出家した「弥那邑の阿菟林」と同じ場所であるとすれば、これは「Anupiyā という名の Malla 族の町」ということになる。もしそうだとすれば、菩薩の出家の場所と釈摩男や阿那律などの出家の場所と重なるわけであり、『五分律』の仏伝部分はこのイメージしているのかもしれない。菩薩の出家は両親はおろか釈迦族の人たちからもあまり歓迎されないものであったし、釈摩男・阿那律や跋提たちの出家も両親たちから祝福されるものではなかったから、この Anupiyā という土地は、釈迦族の若者たちがその種族民たちから逃れるような形で出家するにふさわしい土地であったのであろう。

なお国訳者は注意しないが「弥尼搜国」というのは後に紹介する『方广大莊嚴経』がいう「弥尼国」、『仏本行集経』のいう「弥尼迦」、そして *Lalitavistara* のいう ‘Maineya’ に相当するであろう。

次に紹介する『根本有部律』「菓事」(9)は、『涅槃経』と同じく釈尊の最後の遊行を記したところであるが、これによると釈尊は菴羅夫人 (Ambapāli) に会ったのち、竹林聚落で阿難陀とともに雨安居を過ごし、そののち無間聚落に行つて、そこから勝身城の人間を遊行して弥替羅聚落に行つて莫訶提婆林中に住し、そこから阿耨井処に行き、「随路而至」したところで出家の時のことをふり返つて阿難陀に、

私がむかし菩薩であったときに跋伽婆仙人の住処に行つた。彼は私に坐るように請うて花果を供養した。また私がむかし菩薩であったとき、天帝釈が化作した獵師の着ていた雑色の衣と私の細軟上服を脱いでこれと交換した。有信の婆羅門居士等はこの地に「受袈裟塔」を建立し今日に至っている。……「割髻塔」……「馬廻塔」を建立し今に至っている。

とする。阿耨井処＝跋伽婆仙人の住処が袈裟衣を着けたところということになる。

ここに出る地名のうち「無間聚落」と「勝身城」は大正新脩大藏経の検索サイト SAT でその全巻を対象に検索してもこの箇所しかヒットしないからよくわからないが、「弥替羅」は Mithilā の音写語であるから「勝身城」は Videha をさすのであろう。それは Vedehī (韋提希夫人) は「勝身」とも「勝妙身」と意識される(10)ことをみても明らかである。また「阿耨井処」は ‘Anupiyā’ であろう。

なお「莫訶提婆林」の箇所には「広如莫訶提婆及国王相应品中説」という言葉がはさまれており、これは MN.083 *Makhādeva-s.* (11) = 『中阿含』067 経「大天捺林経」(12)をさす。この経の内容は、「むかし Mithilā にマカーデーヴァ (Makhādeva) という王が正法で治世をしており、白髪が生じると長子に王位を譲つて出家するという相続法を定めた。ところが最後のニミ (Nimi) 王が王子であるカララジャナカ (Kalārajanaka) に王位を譲つて出家した後、王位を譲られた王が出家しなかつたので伝来の相続法が断たれた」という Mithilā の王室の伝承にかかわる内容である。したがつて菩薩の出家の場面とは関係がないが、これによつて「弥替羅」が Mithilā であり、莫訶提婆林は Mithilā 国内にあつたのであつて、そこから「我復欲往阿耨井処」とするのであるから、「阿耨井処」は「弥替羅」と同じ場所ではないということが知られる。

そして「阿耨井処の跋伽婆仙人の住処」においてかつて自分が出家したときのことを話され、その後に牛苑聚落へと向かわれるが、この牛苑聚落に住んでいた人々は「刹利力士」とされている(13)。「力士」というまでもなくマツラ族を意味するから、牛苑聚落はマツラ族の人々の村であつたわけである。またこの後さらに釈尊は娑羅双樹のあつた拘尸那竭国 (Kusinārā) に向かわれたとしている(14)。このようなルートからすると、「阿耨井処」はマツラ国にあつたと理解してよいであろう。

このように『根本有部律』「菓事」は釈尊が Kusinārā で入滅される前に、Vesālī から無間聚落を経由していったん Mithilā に行き、阿耨井処に立ち寄つてからマツラ国内を遊行して入滅の地 Kusinārā に行かれたとしているわけである。Mithilā は Vesālī の東北にあり、しかも直線で 110km も離れている。したがつて Vesālī から Kusinārā に行くにははたいへん奇妙な回り道をしたもので、他の『涅槃経』とは異なる奇想天外なルートということになる。この部分を除外して考えると、「菓事」のいう「阿耨井処」はマツラ国にあつたと理解するほかはない。

同じ『根本有部律』の「破僧事」⁽¹⁵⁾は、

菩薩は出城するとき諸仏の法を了知しないかぎりはこの劫比城には帰らないと誓い、二更⁽¹⁶⁾中に十二踰膳那を行って、馬より下りて自ら髪を截り、車匿と乾陟を帰城させた。後にここに割髪地塔が建立された。車匿は来るときには神徳力によって二更しかかからなかったが帰る時には7日かかった。

(そのとき)無比城中に居士がありその夫人が10人の息子のために作った衣を獵師に化作した天帝釈が着て現われたので、菩薩は自分の着ていた衣と交換した。そこに受出家衣塔が作られた。

そして菩薩は林野中の処々を遊行して、婆伽婆仙人の所に行った。仙人は菩薩を恭敬供養した。菩薩はこの地から劫比羅城までの距離が十二踰膳那であることを知ると、「ここは城に近いので釈種子に悩まされるであろう。まさに彌伽河を渡るべきだ」と考えて、彌伽河を渡って王舎城に行った。

とするから、「無比城」が袈裟衣を着けたところとなり、ここはKapilavatthuから12由旬離れたところとされている。「菓事」の記述からすると、この「無比城」は「阿耨井処」に相応することになるが、無比はAnomāの訳語かもしれない。anomaは「卑しくない、低くない、勝れた、最高の」という意味であるからである。ただしAnomāは次項に紹介するようにパーリでは川の名であるが、『修行本起経』のいう阿奴摩国(漢言常満)がAnomāに相当するなら国名をさすかもしれない。とするならば「阿耨井処」もAnomāの訳語かもしれないが、とりあえず「無比城」はAnomāの訳語、「阿耨井処」はAnupiyāの訳語と考える。次項の最初に紹介するNidāna-kathāの文章からわかるように、この2つの地名は実は異なる場所を指しているのではない。

- (1) 大正02 p.167 上
- (2) 大正22 p.779 下
- (3) 大正22 p.102 上
- (4) 国訳・律部14 p.005
- (5) 大正22 p.016 下
- (6) 国訳・律部13 p.079の註50
- (7) p.019 以下
- (8) p.018
- (9) 大正24 p.028 中
- (10) 『赤沼』p.747
- (11) vol.Ⅱ p.074
- (12) 大正01 p.511 下
- (13) p.030 下
- (14) p.031 中
- (15) 大正24 p.115 中、大正24 p.117 下
- (16) およそ午後9時から11時ごろ。

[6-2] 次にB文献の記すところを調査する。

Nidāna-kathā⁽¹⁾は、

菩薩はアーサールハの満月の夜、月が天秤座にある時に(āsāḥhipuṇṇamāya uttarāsāḥhanakkhatte) 城を出た。そしてただ一夜のうち3つの王国を通り過ぎ、30由旬ほ

ど隔たっているアノーマーという河のほとり (Anomānāmanaditira) に着いた。そこで菩薩は髪を落とし、ガティーカーラ (Ghaṭṭikāra) という梵天から三枚の法衣 (ticivara) と鉢などの資具を供養され、チャンナは城に帰ったが、カンタカはそこで死んだ。このようにして菩薩は出家し、アヌピヤーというアンバ林 (Anupiyāṃ nāma amabavana) で7日間を過ごし (tattha sattāhaṃ pabbajjāsukhena vītināmetvā)、1日に30由旬の道を歩いて王舎城に入った (ekadivāsen' eva tiṃsayojanamaggaṃ padasā gatvā Rājagahaṃ)。

とする。袈裟衣を着けたのは Anomā という河のほとりであったことになる。

Suttanipāta-A. (2) にも、

菩薩はアノーマー川のほとり (Anomānaditira) で髪を落とし、ガティーカーラ (Ghāṭṭikāra) 梵天によってもたらされた8つの資具を持ち (aṭṭha parikkhāre gahetvā)、アノーマー川の岸边から30由旬を7日かけて王舎城に行った (tiṃsayojanappamāṇaṃ sattāhena agamā Rājagahaṃ)。

とされている。袈裟衣を着たのは Anomā 川のほとりである。

なお *Nidāna-kathā* は Anomā 川のほとりから Anupiyā というアンバ林に行き、そこで7日間を過ごしたとするから、地理的には Anomā 川のほとりは Anupiyā というアンバ林と同じ地域であると解してよいであろう。ただし *Nidāna-kathā* はそこから1日に30由旬を歩いて王舎城に行ったとするのに、*Suttanipāta-A.* は30由旬を7日かけて王舎城に行ったとするところが異なる。

『仏説太子瑞応本起経』 (3) は、

太子は起瞻沸星の夜の過半をすぎたころ車匿と褰裳とともに出城し、行くこと数十里のところ、五道大神の名づけて責識という者が道を阻んだがこれを屈服させ、また行くこと数十里のところ、両りの獵客と逢って衣を交換して車匿と馬を帰した。そして太子は名山を越えて摩竭界に至った。

とし、

『異出菩薩本起経』 (4) は、

夜半に太子は車匿と韃徳とともに出城した。行くこと数十里にして責識に会ってこれを屈服させ、さらに行くこと数十里にして獵者に会って鹿皮衣と珍物を交換し、さらに行くこと数十里にして車匿と韃徳を帰らせた。

とし、

『普曜経』 (5) は、

菩薩は夜半の沸星がまさに現われようとするときに車匿と白馬躡陟とともに出城した。稍前行して五道神の奔識に会ってこれを屈服させ、前行して2人の獵師に会って衣を鹿皮衣と交換し、車匿と躡陟を還した。そして沙門になろうと髪を落とし、これを帝釈が受けた。そうして羅閱祇に入った。

とする。このように『仏説太子瑞応本起経』と『異出菩薩本起経』と『普曜経』のいうところは似ており、地名も記さない。

『修行本起経』 (6) は

太子は明星の出るとき車匿と騫特とともに出城し、天暁に行くこと四百八十里にして

阿奴摩国(漢言常滿)に到った。ここで車匿と騫特を還し、髪を落としてから前行して摩竭国に到った。

とする。袈裟衣を着たのは「阿奴摩国」ということになるが、これには挾注して「漢言常滿」とされている。anomaが「卑しくない、低くない、勝れた、最高の」という意味であることからしても音からしても、「阿奴摩国」はAnomāであろう。

『方广大莊嚴經』(7)は、

菩薩は夜半の弗沙の星が月と合する所に車匿と乾陟とともに出城した。菩薩はそのとき生死の辺際を尽くすまでは迦毘羅城に帰らないと誓った。菩薩は迦毘羅城を去ってその夜は已に暁けて所行の道路六由旬を過ぎて弥尼国に至り、そこで菩薩は自ら剃髪した。そのとき浄居天が獵師に化作して現われ、着けていた袈裟衣と衣を交換した。後にここに塔が建てられた。またここで車匿と乾陟を帰らせ、徐ろに歩んで跋渠仙人苦行林を経た。後にここにも塔が建てられた。

そして鞞留梵志苦行女人所、波頭摩梵志苦行女人所、利婆陀梵行仙人所、光明調伏二仙人所をへて、次第して毘舍離城に至って阿羅邏仙人と会った。

とする。袈裟衣を着たのは「弥尼国」ということになるが、「弥尼国」はLalitavistaraのいうマイネーヤ族Maineyaの音写語である。大正蔵の脚注(p.576の③)でもそうしている。また跋渠仙人苦行林も同じ地域内にあったと理解してよいであろう。

Lalitavistara(8)は、

真夜中の星の王のプシュヤ星が合の位置にあるとき菩薩はチャンダカとカンタカとともに出城した。そのとき菩薩は生と死を終わらせないかぎりこの城には帰らないと誓った。こうして菩薩は出発してシャーキャ族(Śākya)の国を過ぎ、クローディヤ族(Krodya)の国を過ぎ、マツラ族(Malla)の国を過ぎ、夜が明けるところ6由旬(ṣaṭyojana)離れたマイネーヤ族の都アヌヴァイネーヤという町(Maineyānām Anuvaineya nigama)に到着された。そこで菩薩はチャンダカとカンタカを帰らせた。そこに祠堂が建てられた。また自ら頭髪を切った。そこにも祠堂が建てられた。浄居天が獵師の姿に化作してやってきて着ていた袈裟衣と交換した。そこにも祠堂が建てられた。菩薩はそれから1人のシャーキャ族出身の婆羅門の女修行者の隠棲処、婆羅門の女修行者パドマー(Padmā)の隠棲処、隠者ライヴァタ(Raivata)の隠棲処に行き、旅を続けてヴァイシャーリーに着き、アーラータ・カーラーマに会った。このあとヴァイシャーリーで随意に住された後、マガダ国のラージャグリハ城へ行った。

とする。当然ながらこれも袈裟衣を着たのはマイネーヤ族の都アヌヴァイネーヤという町ということになる。これによればマイネーヤ族の都アヌヴァイネーヤはカピラヴァットから6由旬のところであり、マツラ国を過ぎたところにあったことになる。

『僧伽羅刹所集經』(9)は、

菩薩は城門を出るとき道を得なければ帰らないと誓った。瓔珞を解いて車匿に与えるとき「この宝衣は私の最後の所有である」、車匿に馬を授けるとき「これは私の最後の乗馬である」、菩薩が自ら頭髪を剃ったとき「これは私の遺余の鬚髪である」、菩薩は宝衣を鹿衣と交換し袈裟としたとき「これが私の著るべき衣である」、道場に坐したとき「一切智を得なければ座より起たない」と考えた。

とするのみで地名は記さない。

『仏所行讚』⁽¹⁰⁾は、

菩薩は城門を出る時に王宮をふり返って、「私は生死を度さなければ還らない」と誓った。東方が未だ暁けないあいだに三由旬進んで、須臾にして夜が過ぎ、跋伽仙人処に至り、そこで自ら髪を截り、獵師の姿に化作していた浄居天と衣を交換して袈裟衣を着、馬と車匿を帰らせた。報告を受けた王は王師と大臣を菩薩のもとに派遣したが、説得できずに帰った。太子は恒河を渡り、靈鷲巖へと路をとった。

とする。袈裟衣を着たのは跋伽仙人処ということになる。

Buddha-carita (05-84~10-01)⁽¹¹⁾は、

菩薩はチャンダカとカンタカとともに出城するとき都をふり返って、「生死の彼岸を見なければ再び帰らない」と誓った。そして天の星の光が曙光によって色あせたころには、かの王子は多くの由旬 (subahūni yojanāni) を進み、ブリグの末裔の住む庵 (Bhārgavasyāśramapadaṃ) 至った。そこで菩薩は髪を截り、鹿狩りの姿に身を変えた天界の住人と衣を交換して袈裟衣を着て、チャンダカとカンタカを帰らせた。

チャンダカは一晩で来たその道を8日もかかって (ahobhiraṣṭabhiḥ) 城に帰って報告した。王は大臣と宮庭祭官の2人を太子のもとへ派遣した。しかし2人は王子を説得できずに帰った。王子はガンジス河を渡り (uttīrya Gaṅgāṃ)、マガダ国の都王舎城へ行った (Rājagṛhaṃ jagāma)。

とする。当然のことながら全体の文脈は『仏所行讚』に等しいが、袈裟衣を着たのはブリグ (Bhṛgu) の末裔の住む庵とする。『仏所行讚』の跋伽仙人処がブリグの末裔の住む庵に相当するわけである。

『仏本行経』⁽¹²⁾は、

夜中に車匿と良馬犍陟を引き連れて斯須の頃に釈迦国を出、しばらく (尋時) 行って日が西山之岳に到ったとき (尋時即至猶日到于西山之岳) 下馬して山沢中に入り、自ら髪を截って車匿と犍陟を帰らせた。そして衣を獵師の袈裟と交換し、林藪のなかで梵志と問答した。そして恒水を渡って王舎に至った。

とするのみである。「即至猶日到于西山之岳」というのは、太陽が出て西山の頂を照らすという意味で固有名詞ではないであろう。袈裟衣を着たのは山沢中ということになるが、これも固有名詞ではないであろう。

『過去現在因果経』⁽¹³⁾は、

明相が出た時太子は車匿と犍陟とともに出城し、天暁に至った時所行の路はすでに三踰闍那であった。太子はさらに進んで跋伽仙人の苦行林に至り⁽¹⁴⁾、自ら利剣をとって鬚髪を剃り、獵師に姿を変えていた浄居天と衣服を交換して袈裟を着た。それを見て車匿と犍陟は泣く泣く還った。そこに1人の仙人があり、太子に北に向かつて行け、阿羅邏加蘭という大仙人がいるから対話せよと勧めた⁽¹⁵⁾。

帰城した車匿は白浄王に報告し、王は王師と大臣を太子を追うように命じたが2人は太子を説得することができなかった。そして太子は阿羅邏加蘭のところに行こうとして恒河を渡り王舎城に入った⁽¹⁶⁾。

とする。袈裟衣を着たのは跋伽仙人の苦行林ということになる。菩薩はここより「北行」し

たというが、しかし恒河を渡って王舎城に行っているのであるから「南行」したというべきであろう。

『仏本行集経』⁽¹⁷⁾は、

太子は中夜の鬼宿が合する所に車匿と躡陟とともに出城した。そのときふり返って迦毘羅城を見て、「生死を度脱しないかぎり帰らない」と誓った。後にここに塔が作られた。そして羅摩村 (Rāma-grāma) に向かい、夜半より行って明星の出るとき行くこと十二由旬であった。摩訶僧祇師は「半夜に行くこと十二由旬」というが、諸師は夜半に起ち明星が出るに至って百由旬を歩き、弥尼迦 (Maineyya) と名づける一聚落に至った、とする。そして日出時に跋伽婆仙人の居処に到った。太子がここはどういうところだと尋ねると、車匿は「去羅摩村。勢不遙遠」と答えた。

ここで太子は髻髪を剃り、獵師に化作した浄居天と衣服を交換して袈裟衣を着た。それを見て車匿と乾陟は泣く泣く還っていった⁽¹⁸⁾。後に割髻したところに割髻塔、袈裟衣を着たところに救受袈裟塔、車匿と乾陟に別れたところに車匿乾陟廻還塔が建てられた⁽¹⁹⁾。

そのとき太子は阿尼弥迦聚落 (Anumaineyya) から漸漸に毘耶離 (Vaiśālī) に行こうとして、その途中の跋伽婆 (Bhārgava) 仙人 (隋言瓦師) の居処に至った。菩薩はそこに一夜停宿し、翌朝に出発して⁽²⁰⁾、ここを去ること遠くない日穿蔵という阿羅邏 (Ārāḍa) と名づける仙人のところに行こうとした⁽²¹⁾。その途中で浄飯王が遣わした国師と大臣に会ったが、彼らは説得できずに帰った。

菩薩は毘舍離城に向かい、いまだ毘舍離城に至らないところで名を阿羅邏といい、姓を迦藍という仙人に会った。

とする。() の中に入れた原語は国訳一切経の国訳者 (常磐大定・美濃晃順) がつけたものであり、本稿もこれにしたがう。

これによれば袈裟衣を着たのは跋伽婆仙人の居処ということになるが、その位置関係は、摩訶僧祇師は、

カピラヴァットウ城…… (12 由旬) ……羅摩村=跋伽婆仙人の居処=阿尼弥迦聚落とし、諸師は

カピラヴァットウ城…… (百由旬) ……弥尼迦=跋伽婆仙人の居処=阿尼弥迦聚落とするということになるであろうか。

このように理解すると、跋伽婆仙人の居処=阿尼弥迦聚落は摩訶僧祇師の説によれば羅摩村にあったということになり、諸師の説によると弥尼迦にあったということになる。

‘Rāma-gāma’ は【1】の基準地点 [14] 「カピラヴァットウ (Kapilavatthu)」に載せた【釈迦国地図】からわかるとおり、Kapilavatthu のほぼ真東 62.5km のところにある。それから Vesālī に行く途中の日穿蔵というところで ‘Ārāḍa’ に会ったとする。

これに対応する Mahāvastu⁽²²⁾ は

菩薩はプシュヤの星宿の時に出家しようと考えた。夜半過ぎにラーフラが母親の胎に入り菩薩はチャンダカとカンタカとともに出城した。そのとき菩薩は「生死の彼岸に達しなければ再びここには帰らない」と誓った。

何人もの天や四天王は菩薩を Kapilavatthu から南に 12 由旬 (dvādaśa yojana) のと

ころへ連れて行った。そこはマッラ族 (Malla) の領域でアノーミヤ (Anomiya) と呼ばれる地方であり、聖仙ヴァシシュタの隠遁処のふもとから遠くないところであった⁽²³⁾。そこで菩薩は自ら鬚を切り落とし、チャンダカとカンタカを還した⁽²⁴⁾。菩薩は獵師に化作していた浄居天と衣を交換し、袈裟衣を着てヴァシシュタ仙人の隠遁所に行った。そしてヴァイシャーリーに行きアーラーダ・カーラーマに会ったが、これは解脱の道ではないと知ってラージャグリハ (王舎城) に行った⁽²⁵⁾。とする。袈裟衣を着たのはマッラ族 (Malla) の領域であるアノーミヤ (Anomiya) ということになる。

『衆許摩訶帝経』⁽²⁶⁾ は

悉達多太子は半夜に滄那 (チャンダカ) と迦蹉迦 (カンタカ) を連れて城外に出、須臾の間に 12 由旬離れた雪山中に至った。菩薩はそこで自ら髪を截り、滄那と迦蹉迦を帰城させた。滄那は行くこと七昼夜、二更の初めに至って城に帰った。

菩薩は阿耨波摩城中で 1 人の長者の息子が寄進した袈裟衣を着た獵師に化作した帝釈天と衣を交換した。そこから菩薩は漸次に経行して婆哩識嚩と名づける仙人のところに行き、彼をして法眼浄を得さしめた。菩薩は彼に「迦毘羅城はここからどのくらいの距離か」と問うと、「ここからは 12 由旬だ」という答えだったので、「城からは近い、もし釈種が来れば必ず魔難をなすだろう」と考えて、仙人と別れ、殑伽河を過ぎて王舎城に行った。

とする。袈裟衣を着たのは阿耨波摩城であったということになるが、国訳一切経の国訳者 (寺崎修一) は阿耨波摩城に Anupama という註をつけているので⁽²⁷⁾、とりあえずこれを採用しておく。これによれば阿耨波摩城は雪山中にあったことになる。

- (1) vol. I p.063
- (2) p.382、村上Ⅲ pp.004~6
- (3) 大正 03 p.475 中
- (4) 大正 03 p.619 中
- (5) 大正 03 p.508 中
- (6) 大正 03 p.468 上
- (7) 大正 03 p.572 上
- (8) Lefmann 本 (名著普及会、1977) p.210、溝口史郎訳『ブッダの境涯』 (東方出版、1996) p.190
- (9) 大正 04 p.122 下
- (10) 大正 04 p.010 中
- (11) Johnston 本 (Lahore、1936) p.057 (~p.108)、講談社版 pp.048~069 (王子が進んだのは「幾十里」と訳する)、原実訳『大乘仏典 13 ブッダ・チャリタ』 (中央公論社、1974) pp.113~202 (太子が進んだのは「幾千里」と訳する)
- (12) 大正 04 p.067 中
- (13) 大正 03 p.628 中
- (14) p.633 中
- (15) p.634 下
- (16) p.637 上
- (17) 大正 03 p.730 中
- (18) 大正 03 p.737 中

- (19) 大正 03 p.744 下
- (20) 大正 03 p.747 中
- (21) 大正 03 p.748 上
- (22) Senart 本 vol.II (名著普及会、1977) pp.158~198、『平岡』上 pp.383~414
- (23) 同上 p.164、『平岡』上 p.389
- (24) 同上 p.165、『平岡』上 p.390
- (25) 同上 pp.195~8、『平岡』上 p.412~4
- (26) 大正 03 p.945 下
- (27) 国訳・本縁部 4 p.183 の註 30

[6-3] 以上、菩薩の出家について記す A 文献と B 文献の、菩薩が **Kapilavatthu** 城を出てから **Vesālī** (乃至は **Rājagaha**) へ至るまでの道筋を、特に菩薩が自分の衣と獵師が着ていた袈裟衣を交換して出家したとされるその場所に注目して調査してきた。その地名とその場所の位置を示す何らかの情報を、地名の表記が類似しているものをまとめるような形で整理してみると次のようになる。なおこの整理は文献の表面上に現われた語句によるものではなく、紹介した際にコメントしたさまざまな情報による処理を行った結果を示したものである。

なお以上には『根本有部律』を A 文献として扱ったが、それは「広律」の 1 つであるということからであって、現実的にはむしろ B 文献として扱うべきものである。また『四分律』『五分律』は後世の付加と考えられる仏伝の部分であり、『雑阿含』には地名が記されないのが問題にすることもないが、この部分は阿育王の事績に係わるものであるから原始仏教聖典としては扱えない。したがってここに扱った菩薩の出家記事には、本当の意味で A 文献に属するものはないから、ここではその区別を注意しないことにする。

‘**Anupiyā**’ とするもの

『五分律』 「受戒法」：阿菟耶林=**Kapilavatthu** 城を去ること遠からず (マウラ国内?)

『根本有部律』 「菓事」：阿耨井処=跋伽婆仙人の住処=マウラ国内?

Nidāna-kathā：アノーマーという川のほとりのアヌピヤーというアンバ林=**Kapilavatthu** 城から 3 つの国を過ぎた 30 由旬のところ

Suttanipāta-A：アノーマー川のほとり

‘**Anomā**’ とするもの

『根本有部律』 「破僧事」：無比城=**Kapilavatthu** 城から 12 由旬

『修行本起経』：阿奴摩国 (漢言常満)=**Kapilavatthu** 城から 480 里

‘**Anomiya**’ とするもの

Mahāvastu：**Kapilavatthu** 城から南に 12 由旬のマウラ族 (Malla) の領域でアノミヤ (**Anomiya**) =ヴァシシュタ仙人の隠遁所

‘**Anupama**’ とするもの

『衆許摩訶帝経』：阿耨波摩 (**Anupama**) 城=**Kapilavatthu** 城から 12 由旬離れた雪山中

‘**Maineya**’ とするもの

『方広大莊嚴経』：弥尼国=**Kapilavatthu** 城から 6 由旬 (この後) =跋渠仙人苦行林

Lalitavistara : マイネーヤ族の都アヌヴァイネーヤ (*Maineyānāmanuvaineya*) = シャーキャ族の国、コーディヤ族の国、マウラ族の国を過ぎたところで *Kapilavatthu* 城から 6 由旬

『仏本行集経』 : (諸師の説) *Kapilavatthu* 城から 100 由旬のところにある ‘*Maineyya*’ の ‘*Anumaineyya*’ の跋伽婆仙人の居処

「羅摩村」とするもの

『仏本行集経』 : (摩訶僧祇師の説) *Kapilavatthu* 城から 12 由旬の羅摩村からいくばくかのところにある跋伽婆仙人の居処

「跋伽仙人処」とするもの

『仏所行讚』 : 跋伽仙人処=*Kapilavatthu* 城から 3 由旬

Buddha-carita : ブリグの末裔の住む庵=*Kapilavatthu* 城から多くの由旬

『過去現在因果経』 : 跋伽仙人の苦行林=*Kapilavatthu* 城から 3 由旬+ α

地名を記さないもの

『雑阿含』 604

『四分律』 「受戒捷度」

『仏説太子瑞応本起経』 : =数十里+数十里

『異出菩薩本起経』 : =数十里+数十里

『普曜経』

『僧伽羅刹所集経』

『仏本行経』

[6-4] 菩薩が出家したとき自分の衣と袈裟衣を交換してそれを身につけられたところを整理すると以上ようになる。

しかし文献の記事を紹介したときにも記したように、‘*Anomā*’ は ‘*Anupiyā*’ と同じ地域を指しているのであるからこれを区別する必要はなく、‘*Anomiya*’ も ‘*Anupama*’ も同じ地名の訛語であろうと考えられる。おそらく ‘*Maineya*’ も訛語の 1 つであろう。

‘*Anuvaineya*’ もそこに住む部族名 ‘*Maineya*’ を冠に付して *Maineya* 族の *Anuvaineya nigama* と称したのであるが、その ‘*Anuvaineya*’ もおそらく同じ上記の地名の訛語の一つであろう。

また「跋伽仙人処」は『根本有部律』「薬事」や *Mahāvastu*、『方广大莊嚴経』、『仏本行集経』などがいうように ‘*Anupiyā*’ の 1 地域にすぎない。とするならば「羅摩村」とする『仏本行集経』の摩訶僧祇師の説を除いては、菩薩が袈裟衣を着けられたところはすべての文献が ‘*Anupiyā*’ であるとしていると理解してよい。しかしながら『仏本行集経』の摩訶僧祇師のいう「羅摩村 (*Rāmagāma*)」は、*Kapilavatthu* 城から 12 由旬とするのであるが、現実の *Rāmagāma* は *Kapilavatthu* のほぼ真東に 62.5km ほどのところであり、*Kapilavatthu* 城からそう離れていない。これに対して諸師のいうもう一方の「弥尼迦 (*Maineyya*)」は 100 由旬とされているから、*Kapilavatthu* 城からはかなり離れたところにあることを示唆しているわけであって、とするならば「羅摩村」はその途中にあった村と理解してもよいのではなかろうか。

このように考えると、すべての文献は菩薩が袈裟衣を着けた場所を ‘*Anupiyā*’ と考えて

いたということになる。

[6-5] それではこの‘Anupiyā’は地理的にはどこにあったのであろうか。

Mahāvastu はこれがマッラ国中にあったといい、『五分律』「受戒法」、『根本有部律』「業事」もこれを示唆する。また *Lalitavistara* は釈迦国、コーリヤ国、マッラ国を過ぎたところにあったといい、*Nidāna-kathā* もそれを示唆する。これは釈迦国、コーリヤ国を通り越したことを意味するであろうが、マッラ国を通り越したと理解する必要はなかろう。コーサラ国中を遊行して舎衛城に着いたというような表現と同じく、むしろ‘Anupiyā’がマッラ国中にあったということの意味すると理解してよいのではなかろうか。*Rāmagāma* はコーリヤ国内にあったから、上記の『仏本行集経』の摩訶僧祇師の説はその経由地をいっているものと解される。

『衆許摩訶帝経』が雪山中とするのは論外である。

[6-6] 上述のように原始聖典では‘Anupiyā’は釈摩男、阿那律や提婆達多、阿難などの出家した場所とされているが、その他の経典の仏在処にもなっている。

1つはスナッカッタ (*Sunakkhatta* 善星) が釈尊の教えから退転するという内容の経であって、その仏在処を *DN.024 Pātika-s.* (1) はマッラ国のアヌピヤーと名づけるマッラ族の町 (*Anupiyam nāma Mallānam nigama*) とし、『長阿含』015「阿菟夷経」(2) は冥寧国の阿奴夷 (*Anupiyā*) としている。『長阿含』のいう冥寧国は *Maineya* に相当するであろう(3)。したがってここでも *Anupiyā* はマッラ国にあったとしているわけである。なおスナッカッタはそれぞれリッチャヴィ族の子スナッカッタ、離車族の善宿比丘としているが、これはスナッカッタの出身地であって *Anupiyā* の所在とは関係がない。

もう1つは、提婆達多が地獄に墮ちるであろうと記別されたという内容の『中阿含』112「阿奴波経」(4)であって、この経の仏在処は阿奴夷という跋耆族の都邑とされており、世尊は阿難とともに阿夷羅河に沐浴に行かれたとされている。この「阿奴夷」が *Anupiyā* であるとする *Anupiyā* はヴァッジ国にあったことになる。しかし阿夷羅河は *Aciravatī* であろう(5)が、この川は舎衛城のそばを流れていた川であるから、ヴァッジ国内を流れていたとは考えられない。したがってヴァッジ国の *Anupiyā* は何らかの誤情報と考えるべきであろう。

以上のように考えると、‘Anupiyā’はマッラ国内にあったと結論づけてよい。

(1) vol.III p.001

(2) 大正01 p.066上

(3) 辛島静志『阿含経』現代語訳第14『阿菟夷経』では、「冥寧 (*Maineya*) 国」をマッラ族の一支族である *Maineya* 族 [の住む地域] としている。

(4) 大正01 p.600中

(5) 『赤沼』p.005参照

[6-7] それでは‘Anupiyā’がマッラ国内にあったとして、そのどのあたりにあったのであろうか。もし *Anomā* 川がどこからどこへどのように流れていたかということがわかれば‘Anupiyā’の位置がある程度推定できるかもしれないが、しかしこの川名は原始仏教聖典には出てこない。現実には存在しなかったという説もあるほどである(1)。

そこで‘Anupiyā’の細かな位置は、上に紹介した菩薩の出家記事の記述から推測するほかはない。

出家記事には‘Anupiyā’の *Kapilavatthu* 城からの距離が記されているが、それは3由旬、

6由旬、12由旬、14由旬、30由旬、100由旬とか480里、数十里などとして区々であるからあてにはならない。

方角にふれるのは *Mahāvastu* のみで「南に12由旬 (*dakṣiṇena dvādaśa yojanāni*) 」とする。

このほかに多少とも位置関係がわかるのは『根本有部律』「薬事」の記事であって、これは釈尊の最後の旅のルートを記したものであるが、この記述では釈尊は *Mithilā* (弥替羅) から *Anupiyā* (阿耨井処) に行き、ここからマツラ国の牛苑聚落、拘尸那竭国 (*Kusinārā*) に行ったことになっている。この記述を参考にすると、牛苑聚落の位置はわからないが、‘*Anupiyā*’ はマツラ国内の拘尸那竭国 (*Kusinārā*) よりも東にあったことになる。

ところが『法顕伝』『西域記』ともに菩薩が落飾し、袈裟衣を着けたところは *Kusinārā* よりも西としている。場所の名は出さないが、これが ‘*Anupiyā*’ ということになるであろう。

『法顕伝』は藍莫国 (*Rāmagāma*) の舍利塔から「東行3由旬に太子が車匿と白馬を還らせた処があり、ここからさらに東方へ4由旬行くと炭塔に至り、また東に行くこと12由旬で拘夷那竭城に到る」とする⁽²⁾。袈裟衣を着けた場所は *Rāmagāma* から東に3由旬、*Kusinārā* からは西に16由旬のところであったことになる。

『西域記』は藍真国 (*Rāmagāma*) の率堵波から東に百余里のところに落飾し剃髪したことを率堵波があり、そこから東南に曠野の中を行くこと百八、九十里のところに灰炭率堵波があり、そこから野獣や盗賊などのいる危険な大林を出ると拘尸那揭羅国 (*Kusinārā*) に至るとする⁽³⁾。袈裟衣を着けた場所は *Rāmagāma* から東に百余里にあり、*Kusinārā* からは西北に200里という見当になるであろう。

このように『法顕伝』『西域記』は ‘*Anupiyā*’ を *Kusinārā* よりも西にあったとするのであり、「薬事」の記述とは矛盾するし、*Nidāna-kathā* や *Lalitavistara* が釈迦国、コーリヤ国、マツラ国を過ぎたところとするのとも合致しないといってよいであろう。

しかし法顕、玄奘は実地に検証したのであるから法顕・玄奘のいうところを採用すべきであろう。そうとすれば *Kusinārā* から ‘*Anupiyā*’ までの距離を、法顕は西に16由旬、玄奘は西北に200里とするのであるから、1由旬の長さは体感距離を基準とすれば約11.5kmであるから16由旬は184km、度量衡としての小由旬は約6.5kmであるから104kmとなり⁽⁴⁾、玄奘時代の1里は訳註者によれば400m~440mほどとするから⁽⁵⁾、試みに420mで計算してみると84kmということになる。

(1) *Malalasekera* I p.102

(2) 『法顕伝』 p.085

(3) 『西域記』2 p.297、大系本 p.201

(4) 『モノグラフ』第6号 p.050 参照

(5) 『西域記』1 pp.264~5、大系本 p.416

[6-8] 以上のように ‘*Anupiyā*’ の位置ははっきりしないが、当面の課題である菩薩が出家したときのルートということについては、‘*Anupiyā*’ はマツラ国にあったということだけは確からしいし、法顕や玄奘はここを通過して *Kusinārā* に行っており、少なくとも *Kusinārā* の西ないしは西北にあたるのであるから、*Kapilavatthu* 城から真東に行ってガン

ダク河を渡るガンダク河左岸南下ルートではなく、Kapilavatthu 城から東南に行って Kusinārā を経由するルートであったということだけは確言できるであろう。あるいは法顕や玄奘の旅行ルートや『仏本行集経』の摩訶僧祇師説がいうように Rāmagāma を経由したのかもしれない。しかしわれわれの「基礎データ」にはこのようなルートはない。おそらく法顕や玄奘は Rāmagāma に舍利八分の1つを祀る仏塔があったから、わざわざそこに足を運んだのであろう。Rāmagāma に仏塔が作られたのはもちろん釈尊入滅後のことである。したがって菩薩出家の旅は‘Anupiyā’からはまさしく釈尊最後の旅を逆にたどったということになるのではなかろうか。すなわち菩薩は Kapilavatthu 城から東南の方に下って Kusinārā に至り、そこから Pāvā や Boghanagara を経由して、その後に Vesāli に行ったのである。

なお試みに‘Anupiyā’を Kusinārā の西北 100km のところにあったと仮定して、Kapilavatthu と‘Anupiyā’間の直線距離を計ってみると約 25km である。したがって Kapilavatthu から‘Anupiyā’までの距離は体感由旬では 2.2 由旬、度量由旬では 3.8 由旬となる。先の諸文献が記す距離はほとんどあてにはならないであろうが、この距離は菩薩が Kapilavatthu の人びとの追求を免れたかと思われられるような距離であり、それは摩訶男や阿那律などの出家の場面とも重なるように感じられる。

[6-9] 『涅槃経』に描かれる釈尊の最後の遊行ルートは、【研究ノート 9】「『涅槃経』の遊行ルート—特に Ganga 河と Gandak 河の渡河地点について—」に述べたように、釈尊は Pāṭaligāma のそのときに「ゴータマの渡し」と名づけられた Ganga 河の渡し場から Ganga 河を渡られて、今の Sonpur に上がられ、そのまま Gandak 河の右岸（西岸）を遡ってコーティ村（Koṭigāma）まで行かれ、そこで Gandak 河を左岸（東岸）に向かって渡河されて Vesāli に行かれた。そして Vesāli から Kusinārā に行かれる時には、再びコーティ村のところで Gandak 河を右岸（西岸）にわたって、そこから Boghanagara を経由して、Pāvā、Kusinārā に行かれた。

菩薩の出家ルートは反対に Kapilavatthu から‘Anupiyā’に至り、そこから Kusinārā に行ったのであり、その先は釈尊の最後の遊行ルートの逆をたどっていったん Vesāli に行き、そこから Pāṭaligāma のところで Ganga 河を渡って Rājagaha の方向に進んだのである。結論を言えば、原始仏教時代にヒマラヤ山脈の麓から Gandak 河左岸（東岸）に沿って南下する幹線ルートがあったと考える証拠はないということになる。

[7] Yamuna 河沿いのルート

また【地図Ⅲ】においては Madhurā と Kosambī を結ぶ Yamuna 河沿いのルートも想定されていないがこれも気にかかる。

[7-1] Madhurā と Kosambī を結ぶ「直近 2 点間資料」はない。しかし Kosambī = Payāgapatiṭṭhāna と考えれば、Madhurā と Kosambī を結ぶ資料には「律蔵」の「波羅夷罪第 1 条」の記述が見いだされる。これは「原始仏教聖典における通商・遊行ルートに係わる三大データ」の 1 つであって、Verañjā……Soreyya……Saṅkassa……Payāgapatiṭṭhāna と

いうルートである。これはけっして Madhurā から出発しているわけではないが、われわれは釈尊は Verañjā には Madhurā から来られたものと考えている。またこのルートは Kosambī に行っているのではないが、われわれは Payāgapatiṭṭhāna はそのまま Kosambī につながるとも考えている。したがってこれは Yamuna 河沿いの Madhurā からいったん Ganga 河の方に東進し、それから Ganga 河に沿って南下して Payāgapatiṭṭhāna を経て Kosambī に至るというルートになる。

しかしながら現実の地図上では、Madhurā から Kosambī に行こうとすると、このルートはかなりの遠回りである。Madhurā は Yamuna 河の河岸にあり、Kosambī も Yamuna 河のほとりにあって、Kosambī は Ganga 河の本流とはもっとも近いところでも約 30km も離れている。したがって Madhurā から Kosambī に行くには Yamuna 河をそのまま河沿いに下るのが最短距離である。

しかしながらもし原始仏教聖典に Madhurā と Kosambī を直接に結ぶ Yamuna 河沿いのルートデータがないのであれば、われわれは原始仏教聖典に記されたデータに基づくという大前提に立つ以上、このようなルートを措定することはできない。

そこで思いつかれるのは水上交通路であるが、これは [4-3] に記した Sarayū (Ghaghara) 河と同様に考えてよいのではなかろうか。もしこの河沿いに陸上交通路がないとすれば、水上交通路もなかったであろうということである。

[7-2] 以上のように考えると、Ganga 本流についてはそれに沿って幹線道路が東西に貫通しており、これに付随して水上交通路も発達していたであろうと考えられる。しかしながら現代の川名でいうと Yamuna 河や Ghaghara 河、Gandak 河などの沿岸には道路は通じていなかった。もっともこれは幹線道路という意味であって、「県道」「市道」レベルの道が通じていることを否定するものではない。また幹線水上交通路とはなっていないとも、これらの河は1年中涸れることはないから、十分に船の航行が可能であった。しかしただ航行が可能だからといってそれが幹線水上交通路となりうるかといえばそうではないということである。

[8] 【完成地図】

以上のようにわれわれが作成した仮説としての【地図Ⅲ】は、原始仏教聖典という仏教文献を材料にしてつくられているために、釈尊や仏弟子たちの活動中心にモディファイされている傾向があるので、ルートを幹線道と非幹線道に分け、前者を太線、後者を細線に修正したい。

その上で【地図Ⅲ】に問題点はないかをいくつかの課題を掲げて検討したが、この地図は今から2千余年も前の原始仏教時代の道路網を推定したものであるから、依然として仮説であることに変わりはないけれども、われわれの考える範囲においてはおおむね妥当ではないかというのが結論である。

この結論にもとづき【完成地図】を作成した。（【完成地図】参照）

[9] 法顕・玄奘の求法の旅ルートによる検証

最後に法顕、玄奘の旅行記によって検証してみよう。

[9-1] 【8】の[3-1]に記した法顕の求法の旅のルートは、まさしくこの【完成地図】のルートをたどったとすることができる。

すなわち法顕は中央アジアから西北インドの *Takkasilā* に入って、幹線道路たる「王の道」をたどって *Madhurā*、*Sānkassa*、*Kaṇṇakujja* を経由し、そこから左折するような形で *Sāketa* に至り、重要な仏教遺跡があった *Sāvattihī*、*Kapilavatthu* を巡拝し、ここから支線道路によって *Lumbini* やわれわれは基準地点として立てていないラーマガーマ (*Rāmagāma*) に立ち寄った後、*Kusinārā* でまた幹線道路に戻って、*Vesālī*、*Pāṭaligāma*、*Nālandā* を経由して *Rājagaha* に至り、これまた重要な仏教遺跡があった *Gayā*、*Uruvelā* などを支線で回ると、再び幹線道路によって *Pāṭaligāma* に戻り、今度はいったん *Ganga* 河に沿った東西を結ぶ「王の道」を西行して *Āḷavi*、*Bārāṇasī* を経由して *Kosambī* に至ると、そこからバックして今度は東行して三度目の *Pāṭaligāma* を通って *Campā* に至り、*Ganga* 河に沿っておそらく原始仏教時代には仏教が伝わっていなかったベンガル湾沿岸の町タームラリプティ (*Tāmuralipti*)⁽¹⁾ に至って、そこから船に乗ってスリランカを経由して中国に戻ったのである。

(1) Hooghly 河口にある *Tamluk* (北緯 22° 17′、東経 87° 55′) に比定されている。『法顕伝』p.133

[9-2] これに比べると玄奘は法顕よりも、インドの地理や歴史にはるかに広くて深い関心をもっていたうえに、より長期間インドに滞在しているので法顕が行かなかったところにも行っており、われわれが描いた地図からずいぶん外れたルートをたどっている。

しかし仏教中国の範囲を中心にいえば、*Takkasilā* を通って *Madhurā* において中インドに入り、*Sānkassa* を経由して *Kaṇṇakujja* に至るまでは同じである。しかしここからは法顕とは異なる。すなわち *Kaṇṇakujja* からは *Ganga* 河に沿って下る幹線ルートを取り、阿踰陀国 (*Ayojjhā*?)、阿耶穆佉国を経由して *Payāgapatiṭṭhāna*=*Kosambī* に行き、このあと迦奢布羅城、鞞索伽国 (*Sāketa*?) を経由して *Sāvattihī* に至るという経路をとっている。もしこのなかの阿踰陀国が *Ayojjhā* (*Ayodhyā*) であり、鞞索伽国が *Sāketa* であるとする、玄奘のいう *Ayodhyā* は *Ganga* 河本流の沿岸にあることになり、また *Ayojjhā* は *Sāketa* ではないということになる。

しかしながら実は基礎データの「〈基準地 5 点間〉通商・遊行ルートのデータ」の [5-④] -1 に紹介した『根本有部律』「薬事」の釈尊の遊行ルートは基準地だけを取り上げると *Madhurā*……*Vairāmbhya* (*Verañjā*) ……*Ayodhyā*……*Sāketa*……*Sāvattihī* というルートになるから玄奘とほぼ同じルートとなり、そうすると改めて *Ayodhya* と *Sāketa* との異同やその位置が問題になるが、これについてはひとまずわれわれの結論にしたがうことにして、この検討は改めて別稿を期すことにしたい。

それはともかく玄奘は *Kosambī* から *Sāvattihī* に行っているのであるが、この途中の鞞索伽国を *Cunningham* は *Sāketa* に比定しているから⁽¹⁾、それを採用するならわれわれの地

図の Payāga-patiṭṭhāna と Sāketa を結ぶルートをとったことになる。そしてそこから Sāvattḥī に至り、釈迦国の Kapilavatthu、Lumbinī、Rāmagāma などの故地を訪ね Kusinārā に至っているから法顕と同じである。

しかしながら玄奘は Kusinārā から直接 Bārāṇasī に行っているから、このルートはわれわれの地図にはない、法顕とも異なるルートをとったことになる。

そしてそこからおそらく Āḷavī を経由して Vesālī に至っている。ここでは Pāṭaligāma にふれないから、Pāṭaligāma を経由しないで Āḷavī から直接 Vesālī に行ったのかもしれない。もしそうとするならこのルートもわれわれの地図にはない。

Vesālī に行ったあと玄奘は Pāṭaligāma を通って Gayā、Uruvelā、Rājagaha などを回り、そして Nālandā を経由して Maṅkulapabbata へ行き Campā に至っている。もっとも『西域記』はいったん記述したところは再びそれについてはふれないことにしていたようであるから、われわれの作った地図のように Nālandā をからいったん Rājagaha に戻って、それから Maṅkulapabbata へ行ったのかもしれない。

そして玄奘は Campā から Ganga 河にそって Kajaṅgala、Puṇṇavaddhana を経由してベンガル湾の近くにまで至っている。

玄奘はその後、東インド・南インドを経めぐって Bhārukaccha、Ujjenī などデカン高原西部の都市を訪れており、幹線道路としては「南道」を軸にして行動したものと思われるが、この具体的な経路はわれわれの想定外というほかはない。この地域はそもそも原始仏教時代にはまだ仏教とはあまり縁のない地域で、われわれが作ったルート地図は原始仏教聖典のデータをもとにしているのであるからほとんど空白のままに残されている。したがってこの部分の玄奘の記述はあまり検証の材料とはならない。

(1) *Cunningham* p.401